

令和元年度後発医薬品使用促進計画

(別添2 様式例)

策定年月日 2019年7月5日

自治体名 (福祉事務所名)	大津市 (大津市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)															
			77.6%	80.0%	77.7%	2.3%															
<現在の状況> 1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告についての集計) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 75%;">先発医薬品を調剤した事情</th> <th style="width: 20%;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>・薬局の在庫のため</td> <td style="text-align: center;">50.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため ・疑義照会を行い、処方医より先発医薬品が必要と判断されたため</td> <td style="text-align: center;">12.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>・後発医薬品の薬価が先発医薬品よりも高額又は同額となっているため</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)</td> <td style="text-align: center;">36.0</td> </tr> </tbody> </table> 2. 関係機関への説明の状況 ・指定薬局に対し、文書にて説明し協力を要請(調剤券送付時に同封) ・被保護者に対し、広報紙にて制度の周知と啓発を実施 ・指定医療機関に対し文書にて説明し、個別指導時にも協力要請している				先発医薬品を調剤した事情	割合	1	・薬局の在庫のため	50.5	2	・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため ・疑義照会を行い、処方医より先発医薬品が必要と判断されたため	12.0	3	・後発医薬品の薬価が先発医薬品よりも高額又は同額となっているため	1.5	4	・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)	36.0	<対応方針> 被保護者への説明 ○ ケースワーカーの訪問の際に原則服用について説明 ○ 引き続き広報紙にて服用促進について啓発を行う ○ 毎月自己都合により後発医薬品を望まない受給者に指導を実施 関係機関への説明 ○ 生活保護制度における原則服用について病院・歯科医院に書面にて協力要請する ○ 後発医薬品の使用割合が低い医療機関を個別指導の対象とし、指導訪問時に処方が低い理由の聞き取りと協力要請を行う ○ 医療機関の指定・指定更新の際に後発医薬品使用の協力を文書で協力要請を行う 薬局における備蓄について 特段なし (備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため)			
				先発医薬品を調剤した事情	割合																
			1	・薬局の在庫のため	50.5																
			2	・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため ・疑義照会を行い、処方医より先発医薬品が必要と判断されたため	12.0																
3	・後発医薬品の薬価が先発医薬品よりも高額又は同額となっているため	1.5																			
4	・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)	36.0																			
<使用促進が進んでいない原因> ○ 服薬指導を要するケースについて、指導効果が上がっていない ○ 関係機関(特に医療機関)への説明が不十分 ○ 薬局における備蓄の問題がある			<備考> その他 本人都合で先発医薬品を処方したもののリストを毎月ケースワーカーに渡し、受給者に対し指導を行うとともに、調剤薬局に連絡し後発医薬品の原則処方について説明を行う																		

※ 毎年度 80%達成を目指す。